

富士が丘ポータルサイト・運用管理規則

平成28年5月20日 改定

第1条 目的・趣旨

「富士が丘ポータルサイト 運営管理規則（以下、「運営管理規則」という）」の下に当ホームページ（以下、「HP」という）を適切に運用するための規則を以下に定める。

第2条 運用管理者の任命と任期

富士が丘魅力あるまちづくりサークル会長は、運営管理規則に定める運営委員会の委託を受けて、運用管理者を任命する。運用管理者の任期は、特に定めない。

第3条 運用管理者の役割

運用管理者は、次の役割を担う。

- (1) パスワードの管理
運用管理者は、「富士が丘ポータルサイト・パスワード運用規則」に従い、パスワードの適切な管理が行われるように努める。
- (2) 記事の修正・削除
運用管理者は、運営管理者の指示に基づき記事の修正・削除を行う。
- (3) 投稿担当者の研修
運用管理者は、運営管理者の要請に応じて、投稿担当者への研修を企画し、他のメンバーの支援を得て研修を行う。
- (4) 記事の管理
運用管理者は、年に1回程度「ゴミ箱」フォルダや「下書き」フォルダの記事を投稿担当者に告知した後で、削除する。
- (5) 記事の保管（アーカイブ）
運用管理者は、運営管理者の要請に応じて、古くなった記事の保管を行う。なお、記事の保管とは、サーバーにある記事を別の電子媒体にコピーし、サーバーの記事を削除することをいう。保管した記事の電子媒体は、運営管理規則に定める運営委員会に管理を委ねる。
- (6) 運用状況の報告
運用管理者は、運用状況について運営管理者に適宜報告する。

第4条 その他

- (1) 本規則は、平成26年12月20日より発効する。
- (2) 改定履歴
平成28年5月20日 改定 上位規則の名称変更の反映とバックアップの削除

以上